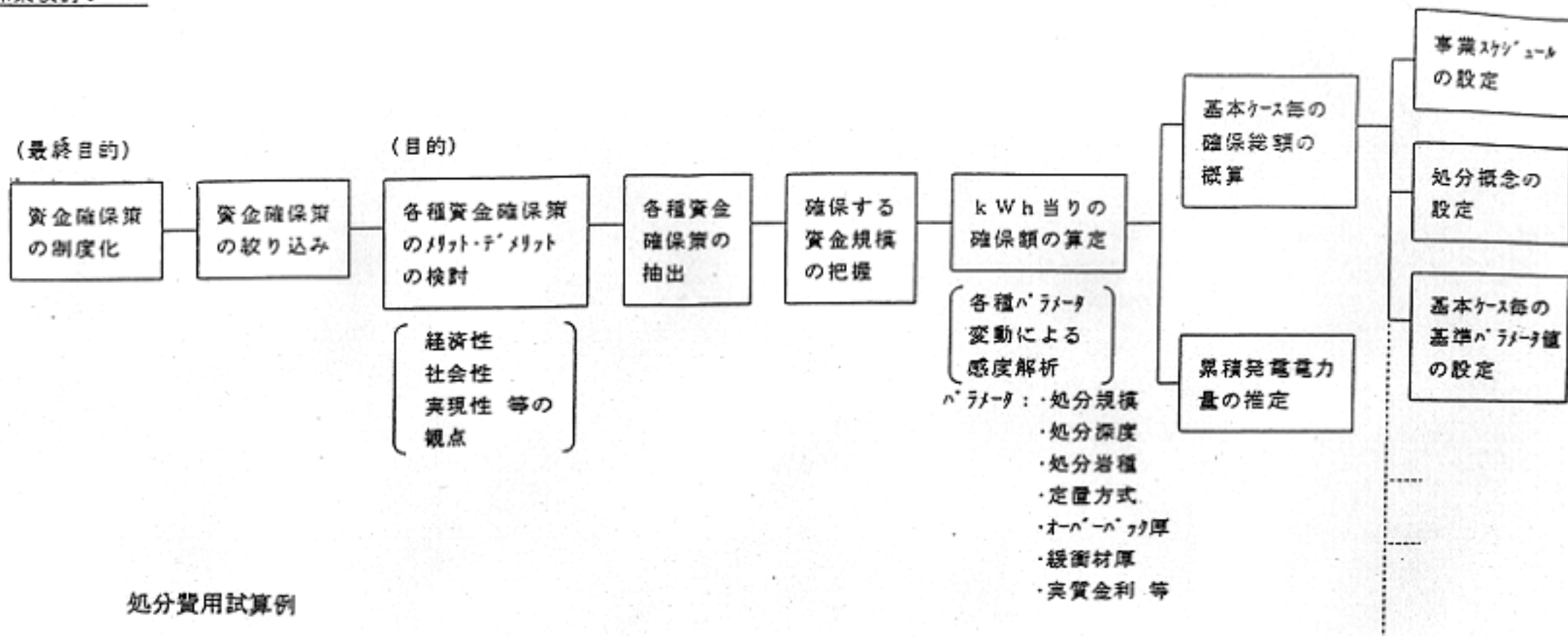


SHP 中間取りまとめにおける実施主体・資金確保策

① 各組織形態の特徴

組織	国の直営	特殊法人(特殊会社)	認可法人	指定法人(財団法人)	民間株式会社
処分事業者としての明確な位置づけ (信頼性)	国の政策として行うことが明らかであるため、問題がない。	組織を裏付ける法律があるので認知を得やすい。	同左	処分事業者として指定する法律があるので認知を得やすい。	事業法等の立法措置により、「位置づけ」を明確化する必要がある。
事業の確実な実施に対する責任 (組織の存続の保障)	国ほど存続に対する信頼の厚い組織はないため、ほとんど問題がない。	国の直営ほどではないが破産・解散等により消滅する可能性はほとんどない。	同左	指定する法律に組織の解散の歯止めを設ける措置が必要。	事業法等の法制度もしくは関係機関による存続の保障が必要。
組織としての効率性	組織の運営上、法律・予算制度等の制約が多い。	国の直営ほどではないが、制約が多い。	同左	民間組織であり、効率性は確保できると考えられる。	運営についての効率性に優れている。
組織の特徴	行政庁の内部組織が処分事業を実施する。	「法律により直接に設置される法人または特別の設立行為をもって設置すべきもの」とされる法人である。「特別の設立行為」とは、政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為を指す。 行政改革を巡る状況等から新規設立は難しいとの意見がある。	民間等の関係者が発起人となって設立されるが、業務の公共性等の理由から、その設立については特別法に基づく主務大臣の認可が要件となっている。	財団法人は民法第34条の規定により、所管の行政庁の許可に基づいて設立される法人であり、出資された財産が主体となる。指定法人は、法律による指定を受けて、法律に規定された指定業務を行う。	商法に基づき、民間の出資により設立される。
組織例	郵政事業	関西国際空港(株)、KDD 電源開発(株)	日本下水道事業団	(財)原子力安全技術センター (財)廃棄物処理センター	日本原燃(株)
根拠法	省庁設置法	特別法	特別法	民法第34条により設立され、その後法律により指定される。	商法

資金確保 方策		引 当 金	基 金	租 税
評価項目				
制 度 の 確 立	① 既存制度との整合性	○ 電気事業法第35条に基づく引当金方式という面では、再処理、原子炉解体と同様な制度である。	● 電気事業法第35条に基づく積立金若しくは引当金とはならず、電気事業法関係では、例を見ない制度である。	○ 消費段階での課税としては、かつての電気税と同様で、発電段階での課税としては、電源開発促進税と同様である。 ● 資金特別会計は例が僅少。(確保した資金の運用を図り、運用益を加算していく方式は、電源開発促進税とは異なる。)
	② 法令整備の容易性	○ 引当金に関する省令の制定と電気事業会計規則の改正のみで、基本的に引当が可能となる。	● 基金により処分資金を確保するための新法が必要である。 ● 基金組織を特殊法人又は認可法人として設立するためには、設立、予算等の認可、基金及び運用方法等を規定する新法が必要である。	● 租税により処分資金を確保するため、租税の法令、事業特別会計の法令、資金特別会計の法令等の新法が必要である。
	③ 税法面	○ 引当額を損金算入するよう租税特別措置法を改正できるならば、無税での積立が可能となる。	○ 基金への掛金を必要経費算入、損金算入するよう租税特別措置法を改正できるならば無税での積立が可能となる。	—
	④ 対象費用範囲	● 実施主体の研究開発、広報等の費用は、原子力発電を行うことに伴う費用と見なされ、実施主体の所費定率をすべて費用範囲に含められないものと想定される。	○ 制度の確立次第では、実施主体のほとんどの所要費用を満足するように資金が確保できるものと想定される。	○ 税率の設定次第では、実施主体のほとんどの所要費用を満足するように資金が確保できるものと想定される。
	⑤ 管理組織	○ 特別の資金管理組織を設立する必要がない。	● 資金の管理、運用等を長期間継続するような基金組織を設立する必要がある。	○ 資金の管理は、主務官庁の長が行い、国庫として運用が図られるため、新たな管理組織は不要。
制 度 の 運 営	① 資金管理の確実性	● 企業内に内部留保されているが、特定の資金としては区分されていない。	○ 基金組織が資金の運用状況を把握し一元的に過不足等をチェックできるため、資金管理の確実性は非常に高い。	○ 資金特別会計による国庫金として運用されるため、資金管理の確実性は非常に高い。
	② 制度の柔軟性	● 廃棄物を受入れる以前の財源確保を、引当金に求めることはできないので、別途、手当てしなければならない。 ○ 処分費用の見直しによる引当額の変更は毎年度可能であり柔軟性は高い。	○ 実施主体の設立当初から資金の拠出が可能である。 ○ 処分費用、運用利率等の見直しによる掛金の変更は、毎年度可能であり、柔軟性は高い。	○ 実施主体の設立当初から資金の拠出が可能である。 ● 処分費用、運用利率等の見直しによる税率の変更でも、法律の改正が必要となる。
	③ 資金管理の経済性	○ 資金管理のためのコストはかからない。	○ 基金組織が特殊法人であれば、国の金融機構である資金運用部に預託できる可能性があり有利な金利で運用できる可能性が高い。 ● 基金組織を維持するためのコストが必要であり、別途手当てを行うか、基金から拠出する必要がある。	○ 国の金融機構である資金運用部に預託できる可能性が高く、有利な金利で運用できると考えられる。



処分費用試算例

処分ケース		ケース1	ケース2	ケース3	ケース4
処分深度(m)		500	500	500	500
処分岩種		結晶質岩	堆積岩	結晶質岩	堆積岩
定置方式		処分孔設置方式	処分坑道設置方式	処分孔設置方式	処分坑道設置方式
坑道方式		斜坑	斜坑	斜坑	斜坑
オーバーパック厚(cm)		30	30	30	30
緩衝材厚(cm)		33	98	33	98
廃棄体処分本数(本)		70,000	70,000	38,000	38,000
埋設間隔(m)		3.4	4.5	3.4	4.5
工程別費用 (割合)	選定・調査	0.15	0.10	0.17	0.14
	建設	0.21 (約0.7兆円)	0.35 (約1.8兆円)	0.20 (約0.6兆円)	0.31 (約1.1兆円)
	操業	0.54	0.46	0.51	0.45
	その他	0.10	0.09	0.12	0.10
	合計	1.00 (約3.5兆円)	1.00 (約5.2兆円)	1.00 (約2.8兆円)	1.00 (約3.7兆円)
処分坑道長さ(m)		約260km	約330km	約150km	約190km